

## 岩手県林地開発許可事務取扱要領

平成 10 年 2 月 24 日	森第 1411 号
平成 11 年 4 月 22 日	森第 115 号
平成 12 年 3 月 31 日	森第 1376 号
平成 15 年 4 月 22 日	森第 132 号
平成 18 年 7 月 20 日	森保第 453 号
平成 19 年 12 月 21 日	森保第 1135 号
平成 22 年 3 月 31 日	森保第 1669 号
平成 25 年 8 月 22 日	森保第 684 号
平成 28 年 3 月 1 日	森保第 1699 号
令和 5 年 3 月 31 日	森保第 1535 号
最終改正 令和 8 年 4 月 14 日	森保第 80 号

農林水産部長通知

### 第 1 章 総則

#### (趣旨)

第 1 この要領は、岩手県林地開発許可制度実施要綱（以下「要綱」という。）第 18 条に基づき、林地開発許可事務の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (事務の所掌)

- 第 2 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）第 5 条の規定により広域振興局長に委任されている事務は、当該開発行為に係る森林面積が 10 ヘクタール未満のものとする。
- 2 開発行為の申請区域が 2 以上の広域振興局の所管区域にわたる場合の事務の所掌は、当該開発行為に係る森林面積が最も大きい区域を所管する広域振興局長とする。
  - 3 前項の規定により事務を処理することとなる広域振興局長は、事務の処理にあたり、関係する広域振興局長と十分に連携をとりながら、当該事務を処理するものとする。

#### (申請書類の形式要件の審査)

- 第 3 申請書を受付けた広域振興局長は、申請書の記載事項に不備がないことや必要な書類が添付されていること等を確認のうえ、不備があるときは、相当の期限を定めて、様式第 1 号により申請者に補正等を求めるものとする。
- 2 広域振興局長は、不備のない又は不備の補正が終了した申請書を受付けたときは、林地開発許可申請書受理簿（様式第 2 号）に所要の事項を記載するものとする。

#### (事務処理の円滑化)

第 4 林地開発の許可にあたっては、許認可等標準処理日数規定（昭和 41 年訓令第 15 号）に定める標準処理日数を十分配慮し、事務の迅速かつ適正な執行に努めるものとする。

#### (関係書類の保存)

- 第 5 林地開発に係る書類については、次に掲げる期間保存するものとする。
- (1) 林地開発許可申請書受理簿 3 年
  - (2) 林地開発許可台帳（様式第 3 号） 永年
  - (3) 林地開発許可申請図書 開発行為完了確認日の翌年度から起算して 5 年

## 第2章 広域振興局長委任事項に係る事務処理

### (申請内容の審査等)

第6 広域振興局長委任事項に係る許可の申請を受付けた広域振興局長は、関係通達及び林地開発許可技術基準に基づき、法第10条の2第2項各号に規定する条件への適合の有無を審査するとともに、現地調査を実施するものとする。

2 広域振興局長は、前項の審査又は調査の結果、申請書の記載事項等に補正が必要な場合には、相当の期限を定めて、様式第1号により申請者に補正を求めるものとする。

### (関係部局等との調整等)

第7 第6の規定による審査等を終了した広域振興局長は、申請書の副本を農林水産部長(以下「部長」という。)に送付するとともに、別途通知の意見聴取先に対し、照会文書(様式第4号)により当該申請に係る意見を照会するものとする。

2 前項の規定により申請書副本の送付を受けた部長は、別途通知の意見聴取先に対し、照会文書(様式第4号)により当該申請に係る意見を照会し、その回答を広域振興局長に通知するものとする。

3 意見照会是他部局等所管の開発規制法と調整すること等を目的としており、聴取する内容は次のとおりである。

(1) 森林法以外の開発規制法に基づく申請等手続きの必要性の有無及び手続きしている場合はその許認可等の見込み又は留意事項

(2) その他参考事項

4 意見照会にあたり関係部局等に送付する資料は次のとおりとする。

(1) 申請書(写)

(2) 附属明細書(写)

(3) 利用計画図(写)

(4) 位置図(5万分の1)(写)

(5) その他必要と思われる図書

### (関係市町村からの意見の聴取)

第8 申請を許可しようとする広域振興局長は、事前に、当該開発地のある市町村及び当該開発行為により直接影響を受けると見込まれる市町村の長から、照会文書(様式第5号)により当該申請に係る意見を聴くものとする。

2 この場合において関係市町村長は、意見聴取に応じるに当たり必要と認める場合には、当該市町村の区域内においてその開発行為により影響を受ける者の意見を把握し、その意見を踏まえてその意見聴取に応じることができるものとする。

3 広域振興局長は、申請者に対して、前項の規定により関係市町村長が必要に応じて開発行為により影響を受ける者の意見を把握することがありうる旨を説明し、その意見の把握に必要な範囲で申請書の全部又は一部を当該影響を受ける者に提供することについて、同意を得ること。

### (関係市町村及び関係部局からの意見への対応)

第9 第7及び第8の規定による意見聴取の結果、関係部局や関係市町村の長から意見が出された場合、広域振興局長は、必要に応じて、様式第6号により相当の期限を定めて申請者に対し意見への対応について報告を求めるものとする。

### (許可の決定等)

第10 申請に係る審査を終了した広域振興局長は、林地開発許可審査調書(様式第7号)を作成のうえ、申請に対する処分を決定するものとする。

2 前項の決定をした広域振興局長は、指令書(様式第8号)により申請者に通知するとともに、部長に処分の報告を行うものとする。

3 第8の規定により、市町村長から意見を聴いた広域振興局長は、当該市町村長に対し、処分の内容を通知するものとする。

- 4 前3項の処理を行った広域振興局長及び第2項の規定により報告を受けた部長は、林地開発許可台帳に所要の事項を記載するものとする。

(開発行為の変更の許可等)

第11 要綱第5条第1項の規定に基づく変更許可申請書を受付けた広域振興局長は、第3から第9までの規定に準じ審査等を行うものとする。

- 2 要綱第5条第1項第3号に規定する用語の意義は次のとおりとする。
  - (1) 重要な防災施設 えん堤、擁壁、調整池及び沈砂池等の重要工作物並びにコルゲートパイプ、ヒュームパイプ及びU字型側溝等の恒久的排水施設をいう。
  - (2) 構造の著しい変更 重要な防災施設の断面又は容量等の構造の変更に伴い、許可の基準に照らし、安全の確保について検討が必要となる変更をいう。
- 3 要綱第5条第2項の規定に基づく変更届出書を受付けた広域振興局長は、提出された変更届出書に不備があるときは、開発行為者に対し指導等を行うとともに必要に応じ調査を行い、部長に報告するものとする。

(審査・指導等)

第12 開発行為者から次に掲げる届出書を受付けた広域振興局長は、提出された届出書に不備があるときは、開発行為者に対し指導等を行うとともに必要に応じ調査を行い、部長に報告するものとする。

- (1) 林地開発行為着手届出書 (要綱第6条関係)
- (2) 氏名 (住所) 変更届出書 (要綱第9条関係)
- (3) 林地開発行為承継届出書 (要綱第10条第1項関係)
- (4) 林地開発行為譲渡届出書 (要綱第10条第2項関係)
- (5) 林地開発行為廃止届出書 (要綱第11条関係)
- (6) 林地開発行為一時中止 (再開) 届出書 (要綱第12条関係)
- 2 要綱第13条の規定に基づく災害発生届出書を受付けた広域振興局長は、速やかに調査のうえ、開発行為者に対し必要な措置を指示するとともに、部長に報告するものとする。
- 3 要綱第14条の規定に基づく林地開発行為施行状況報告書の提出を受けた広域振興局長は、必要に応じて調査を行い、部長に報告するものとする。
- 4 広域振興局長は、開発行為の適正な執行を確保するため、必要に応じ調査を行うものとする。
- 5 広域振興局長は、前項の調査の結果、是正を必要と認めるときは、開発行為者に対し、所要の指導等を行うものとする。
- 6 第1項の(5)に係る林地開発行為廃止届出書を受付けた広域振興局長は、必要に応じて現地調査のうえ、開発面積が要綱第2条の(11)に規定する1ヘクタール以下である場合には、当該届出書を受理し、林地開発行為廃止届出受理通知書 (様式第9号) を通知するものとする。なお、開発面積が1ヘクタールを超えている場合には、当該届出書を返戻するとともに、必要な措置を指導するものとする。

(防災施設及び埋設工作物工事完了の確認等)

第13 要綱第8条の規定に基づく林地開発行為防災施設 (埋設工作物) 工事完了届出書を受付けた広域振興局長は、あらかじめ開発行為者に様式第10号により通知のうえ、完了確認調査を実施するものとする。なお、必要に応じて第14の規定による全体の完了確認調査に含めて調査できるものとする。

- 2 完了確認調査は、完了 (部分完了) 確認調査実施指針 (別記1) により実施するものとし、確認の結果、適正と認めるときは、林地開発行為防災施設 (埋設工作物) 工事完了確認通知書 (様式第11号) により開発行為者に通知するとともに、次に掲げる書類を添えて部長に報告するものとする。なお、防災施設 (埋設工作物) 工事完了確認調査を行っている場合でも、全体の完了確認調査のときには、それらを含んだ総合的な開発行為として調査するものとする。
  - (1) 林地開発行為防災施設 (埋設工作物) 工事完了確認通知書の写し
  - (2) 林地開発行為防災施設 (埋設工作物) 工事完了確認調書 (様式第12号) の写し
  - (3) 林地開発行為防災施設 (埋設工作物) 工事完了届出書の写し
  - (4) 完了確認調査写真
- 3 完了確認調査の結果、是正が必要と認められた広域振興局長は、速やかに、開発行為者に対し是正措置指示書 (様式第17号) により是正の指示を行うものとする。

- 4 広域振興局長は、開発行為者が前項の指示に従い是正措置を講じたときは、手直し工事完了届出書（様式第18号）を提出させ、第1項の規定に準じ、調査を行うものとする。

（開発行為完了（部分完了）の確認等）

- 第14 要綱第15条の規定に基づく林地開発行為完了（部分完了）届出書を受付けた広域振興局長は、あらかじめ開発行為者に様式第13号により通知のうえ、完了確認調査を実施するものとする。
- 2 部分完了確認調査は、開発行為者から林地開発行為部分完了届出書の提出があった場合で、次の条件を満たす開発行為の場合に限り行うものとする。
  - (1) 林地開発許可申請時においてあらかじめ工区等の区域区分がなされており部分完了確認をする部分が、その工区等の区域内全部であること。
  - (2) 部分完了確認をする部分の森林又は緑地の配置、防災施設等の規模、構造、配置等が許可申請の内容及び許可に附した条件どおりになされていること。
  - (3) 部分完了確認をする部分及び周辺地域に土砂の流出等災害の発生のおそれがないように措置されていること。
  - (4) 一部の完了した開発行為の状態等からみて、部分完了確認をする部分以外の残部分の開発行為についても、許可申請の内容及び許可に附した条件に従って完了することが明らかであること。
- 3 完了（部分完了）確認調査は、完了確認調査実施指針（別記1）により実施するものとし、確認の結果、適正と認めるときは、林地開発行為完了（部分完了）確認通知書（様式第14号）により開発行為者に通知するとともに、次に掲げる書類を添えて部長に報告するものとする。なお、部分完了確認調査を行っている場合でも、完了確認調査のときには、それらを含んだ総合的な開発行為として調査するものとする。
  - (1) 林地開発行為完了（部分完了）確認通知書の写し
  - (2) 林地開発行為完了（部分完了）確認調書（様式第15号）の写し
  - (3) 林地開発行為完了（部分完了）届出書の写し
  - (4) 手直し工事完了届出書の写し
  - (5) 完了確認調査写真
- 4 第8の規定により当該開発行為について市町村長から意見を聴いた広域振興局長は、開発行為の完了を確認したときは、様式第16号により当該市町村長に通知するものとする。
- 5 完了（部分完了）確認調査の結果、開発行為に適正を欠いていると認められた広域振興局長は、速やかに、開発行為者に対し是正措置指示書（様式第17号）により是正の指示を行うものとする。
- 6 広域振興局長は、開発行為者が前項の指示に従い是正措置を講じたときは、手直し工事完了届出書（様式第18号）を提出させ、第1項の規定に準じ、調査を行うものとする。

### 第3章 広域振興局長委任事項以外に係わる事務処理

（申請書の進達）

- 第15 第3の規定により広域振興局長委任事項以外の申請書の審査を終了した広域振興局長は様式第19号により部長に進達するものとする。

（申請内容の審査等）

- 第16 第6、第7（但し、副本の送付を除く。）及び第8から第14までの規定は、広域振興局長委任事項以外の審査等に準用する。この場合、「広域振興局長」は「部長」と、「部長」は「広域振興局長」と、「報告」は「通知」と読み替えるものとする。

（森林審議会への意見の聴取）

- 第17 部長は、次に掲げる開発行為について許可しようとするときは、あらかじめ森林審議会の意見を聴くものとする。
  - (1) 開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの（一体とみなされる開発予定地において、既許可地と申請地の開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
  - (2) 森林審議会の個別審議を経て許可した林地開発に係る変更で、開発行為にかかる森林面積が5ヘクター

ル以上増加するもの（森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上に及ぶものを  
含む。）

(3) その他知事が特に必要と認めるもの

2 部長は、森林審議会の意見を聴くことを要しない許可をしたときは、その概要について森林審議会に報告するものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 この要領適用前に受付け、森林審議会への意見聴取が必要とされた申請のうち、この要領適用日前に森林審議会から意見を聴くことと決定したものについては、第15の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成11年4月22日森第115号）

- 1 この要領は平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日森第1376号）

- 1 この要領は平成12年4月1日から施行する。

附則（平成15年4月22日 森第132号）

- 1 この要領は平成15年4月22日から施行する。

附則（平成18年7月20日 森保第453号）

- 1 この要領は平成18年7月20日から施行する。

附則（平成19年12月21日 森保第1135号）

- 1 この要領は平成19年12月21日から施行する。

附則（平成22年3月31日 森保第1669号）

- 1 この要領は平成22年4月1日から施行する。

附則（平成25年8月22日 森保第684号）

- 1 この要領は平成25年8月22日から施行する。

附則（平成28年3月1日 森保第1699号）

- 1 この要領は平成28年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月31日 森保第1535号）

- 1 この要領は令和5年7月1日から施行する。

附則（令和8年4月14日 森保第80号）

- 1 この要領は令和8年7月1日から施行する。